

第6回

さいたま市・岩槻市 任意合併協議会

2月6日、第6回任意合併協議会が開かれました。会議では、埼葛清掃組合と埼葛斎場組合の一部事務組合に関する課題解決の方針のほか、前回に統一して事務事業の取扱いを含め14件が提案され、それぞれ持ち帰り検討することとしました。

なお、今後の協議会で、合併の期日、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い、行政機関の取扱い、町・字名の取扱い、新市建設計画案などの事項が提案される予定です。

○一部事務組合に関する課題

第4回協議会で持ち帰った
埼葛清掃組合と埼葛斎場組合
の課題解決の方針について岩
槻市から報告があつたので、そ
の内容をさいたま市で持ち帰
り検討することとしました。



条例・規則の取扱い

条例及び規則は、さいたま市に統一するものとする。

扱い

公共的団体等は、特別の事情がある場合を除き、各団体の実情を尊重しながら、よう調整に努めるものとす。

取扱い 一部事務組合等の

（堺葛清掃組合及び堺葛斎場組合は別扱いとしましたので、総括調整方針は示していません。）

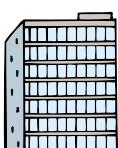
それぞれの団体の実情等を考慮しながら、社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会及び社団法人さいたま市シルバーパートナーシップセンターに統合するものとする。

補助金・交付金等の取扱い

補助金・交付金等は、原則としてさいたま市に統一するものとする。なお、岩槻市ののみの補助金及び交付金等は、実情を考慮し調整するものとする。

使用料・手数料等の取扱い

使用料・手数料等は、原則としてさいたま市に統一するものとする。



国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険事業は、さ
いたま市の制度に統一す
るものとする。

公共的団体等の取り扱い

◇国保健康診査は、さいたま
の制度を適用する。(岩槻
域でも実施することとな
ります。)

